

令和7年度第13回総会

議事録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月26日(木)午後1時30分開会
(2) 場所 堺市役所高層館12階 農業委員室

2 委員数

- (1) 現在総数 14人

- (2) 出席委員 10人

今野正章	辻千太郎	小谷信江
以倉孝弘	寺島あつ子	谷野保博
山崎勝喜	北尻芳孝	奥野正作
田中正剛		

- (3) 欠席委員 4人

柳下清隆	霜野市和	田中宏
松本智恵子		

- (4) 農地利用最適化推進委員の出席 11人

小林義博	井上和夫	数田清文
中尾美昭	高岡一平	塔本順一
岸田勝夫	田中利幸	岡所次郎
北條一宜	登り山正嗣	

- (5) 農地利用最適化推進委員の欠席 2人

光田裕次	松下孝彦
------	------

3 議事説明員

農業委員会事務局	事務局長	小走伸吾
	事務局次長	左手憲一

主 幹 長 野 論

4 付議事項

議案第51号 令和8年度堺市農業委員会事業計画の決定について

議案第52号 令和8年度最適化活動の目標の設定について

議案第53号 事務局職員の人事発令について

5 会議の概要

議長（北尻 芳孝会長）から開会宣言

議長 これより、令和7年度第13回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において、山崎勝喜委員、田中正剛委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

それでは審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員のご報告をいたします。委員14人中、現在議場に在席する委員は10人です。なお、柳下清隆委員、霜野市和委員、田中宏委員及び松本智恵子委員から欠席の届出がされております。また、農地利用最適化推進委員11人の出席をいただいております。以上、ご報告いたします。

議長 それではこれより、議事に入ります。本日の案件は、議案第51号「令和8年度堺市農業委員会事業計画の決定について」から議案第53号「事務局職員の人事発令について」までの、計3件であります。

それでは、議案第51号「令和8年度堺市農業委員会事業計画の決定について」を議題といたします。提案理由の説明を事務局

からいたします。

事務局 議案第51号「令和8年度堺市農業委員会事業計画の決定について」をご説明いたします。

本事業計画案は、令和8年3月5日に開催されました令和7年度第3回運営委員会で審議し、原案どおり、総会への議案提出が承認されたものです。

それでは、まず別紙1「令和8年度 事業計画 (案)」の1ページをご覧ください。

本計画は、大きな項目として1から4までの項目建てをしており、1ページには、1. 法令事務の適正な執行等
3ページには、2. 農地等の利用の最適化の推進等
5ページには、3. その他の活動
6ページには、4. 会議関係 をそれぞれ記載し、令和7年度と同様の構成となっています。

また、計画案の内容としましても、令和7年度と同様となっていますが、一部に変更箇所がありますので、ご説明いたします。別添の「事業計画案 令和7年度・令和8年度比較表 (変更点)」をあわせてご参照ください。

まず、4ページをご覧ください。「3 指導相談活動」ですが、上から7行目、遊休農地の解消、担い手への農地集積及び新規参入の促進といった農地利用の最適化活動に関する目標値については、国通知に基づき毎年年度当初に設定する「最適化活動の成果目標」及び堺市農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」によりますので、目標設定年度を令和7年度から令和8年度に修正しました。

次に、5ページの「5 女性委員の比率増に向けた情報収集・意識共有」ですが、これまで国の掲げる女性農業委員登用率に係る目標値は、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参

画基本計画」において提示された「令和7年度までに30%」という数値でした。しかし、国は、全国的な進捗状況（令和6年10月現在、14.4%）に鑑み、令和7年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、あらためて「令和12年度まで30%」という目標値を継続して設定しましたので、その旨の文言を修正しています。

最後に、6ページをご覧ください。

「1 総会」についてですが、令和8年度は、現委員の皆様が令和8年7月に任期満了を迎えるため、7月には、現委員による最終の総会と新体制での初総会と、総会を2回開催する予定です。

従いまして、括弧書きで記載しています年間開催予定回数を13回から14回に修正しています。

令和8年度事業計画（案）の変更点は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。只今の説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

質疑、ご意見なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第52号「令和8年度最適化活動の目標の設定について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 議案第52号「令和8年度最適化活動の目標の設定について」をご説明いたします。

本件は、令和8年3月5日に開催されました令和7年度第3回運営委員会で審議し、原案どおり、総会への議案提出が承認されたものです。

令和4年2月に発出されました本件国通知においては、農業委員会活動の目標を「3月末までに決定し」「4月末までに公表する」と決められており、次年度が始まるまでに目標を設定しなければならないものとなっています。通常、目標設定時には実績をふまえることが一般的ですが、令和7年度がまだ終了していないため、本日の総会においてご審議いただき、決定いただくのは、目標数値のみとさせていただきます。

それでは、別紙2の「堺市農業委員会 令和8年度最適化活動の目標の設定等」の案をご覧ください。「1最適化活動の成果目標」ですが、(1)農地の集積について、令和8年度の新規集積面積の目標は、例年の目標を勘案し、3haとしております。

集積面積の定義ですが、こちらは、非担い手から認定農業者などの担い手への集積面積の目標となっています。国通知に基づき、堺市農業経営基盤強化促進基本構想（以下、基本構想という。）の目標と同じく令和15年までに「36%」と入れる必要があります。ベースとなる農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積1,060haを用いています。

表の一番下の今年度末の集積面積ですが、今年度末とは令和8年度末となります。集積面積としては、令和7年度末の集積面積の実績見込みである155haに3haを加えた158haを、また、集積率として、農地面積1,060haに対する集積面積158haの割合として14.9%を記載しています。

次に、(2)遊休農地の解消についてですが、令和3年度の緑区分の遊休農地を5年間で解消しなければならないというのが国通知の目標ですが、堺市の場合は令和3年度末が5haであっ

たため、1年あたり1haの解消を目標としております。ただし、今年度新たに緑区分の遊休農地が0.1ha発生しているため、今後はこちらの解消も併せて行うという目標になります。

裏面(3)新規参入の促進については、農地所有者から新規参入者へ貸付けてもよいという同意を取り付けた農地の面積目標であり、農地法第3条及び農用地利用集積計画に基づく権利移動面積の直近3年の平均値の1割以上を設定しなければならないため、3.2haとしました。

次に、「2 最適化活動の活動目標について」説明いたします。

最適化活動を行う委員は、中立委員を除く農業委員、推進委員全員と位置づけられており、国通知上、「推進委員等」という言葉でまとめられていますが、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標の中で、推進委員等一人当たりの活動日数の目標は、令和7年度と同様8日としています。

続いて、(2)活動強化月間の設定目標についてですが、活動強化月間の設定回数は、3回以上設定する必要がありますので、例年と同様に7月、8月、9月の3回とし、遊休農地の解消に関する項目で設定しています。

次に、(3)新規参入相談会への参加目標ですが、国通知では1名以上の目標が求められています。こちらについても例年と同様に農業祭当日に設置する相談窓口を相談会として位置づけ、推進委員等の参加者数の目標を委員の半数程度13名で設定しています。

なお、本件については、本日ご審議いただき、ご承認いただきましたら、事務局において、4月1日以降、あらためて今年度実績を確認のうえ、昨年度と同様に国指定の様式を用いて、事務局長専決により4月末までに公表手続を行うことといたします。

以上で、令和8年度の最適化活動の目標の設定について、説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。只今の説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

質疑、ご意見なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第53号「事務局職員の人事発令について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 議案第53号「事務局職員の人事発令について」をご説明申し上げます。

本件は、農業委員会等に関する法律第26条において、「職員は農業委員会が任免する。」と規定されているため、議案として決定を求めるものです。

なお、付議案件綴の「議案第53号」については、新たに発令予定の者で、氏名が判明しているもののみ記載しておりますので、ご了承ください。

最初に、令和8年3月31日付けで退任する者、また令和8年4月1日付けの異動により転出する者等について説明いたします。

お配りしている別紙3「令和8年度職員体制一覧」をご覧ください。

一覧の一番下に記載しているとおり、3月31日付け、任期満了により事務局を退任する者は、暫定再任用職員の

藤本勝です。

次に4月1日付けの異動により事務局から転出する者は、農水産課との併任職員である川口智永及び坂口雅実並びに農地課との併任である会計年度任用職員の森田美穂です。

なお、農水産課の山崎理恵は、担い手支援係長から課長補佐への昇格に伴い、農業委員会事務局職員の兼務を解くものとなります。

続いて、付議案件綴3ページをご覧ください。4月1日付けで新たに事務局職員に加わる予定の者についてご説明いたします。

まず、農水産課との兼務者として、農水産課主幹と農業委員会事務局主幹を兼務する池田聡志、農水産課副主査と農業委員会事務局副主査を兼務する小池祐子、農水産課事務職員と農業委員会事務局事務職員を兼務する新規採用者の計3名です。

次に、暫定再任用職員及び会計年度任用職員についてご説明します。

まず、暫定再任用職員としては、令和7年度に引き続き、小谷伊佐子、会計年度任用（OB）職員としては、同じく令和7年度に引き続き、松岡圭司及び宮本佳則、そして今年度より新たに任用する中川和男をあわせて計3名となります。また、会計年度任用職員としては、今年度より新たに任用する宮本寿美、そして4ページに移りまして、釣井はるみの2名となります。

なお、只今、名前を読み上げた暫定再任用職員及び会計年度任用職員は、年度毎の任用となります。いずれの者も農地課との兼務者として、任用期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなる予定です。

最後に現任の農業委員会事務局職員についてご説明いたします。

あらためて別紙3「令和8年度職員体制一覧」をご覧ください。

一覧表において網掛けにより表示しています、小走伸吾、左手憲一、長野 諭、山本幸夫、天野慎太郎、堂田久美子、八木祐樹、安倍みなみ、北野正弘、小嶋絵理、村上菜保及び平山大心は引き続き農政部、農地課又は農水産課職員を兼務し、農業委員会事務局職員として勤務します。

なお、役職等については、小嶋絵理が農水産課の主査から担い手支援係長に変更となります。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

質疑・ご意見なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり決定されました。

以上で、本日の総会に付議されました案件は、議了いたしました。

それでは、これをもちまして令和7年度第13回総会を閉会いたします。(閉会宣言 午後1時50分)

採決・承認事項及び賛否数

	(案件番号)	(結果)	(賛否数)
○	議案第51号	原案のとおり可決	全会一致
○	議案第52号	原案のとおり可決	全会一致
○	議案第53号	原案のとおり可決	全会一致

署 名

会 長 北原芳厚

委 員 山崎勝喜

委 員

